

配信日時	2026/1/6 15:01:07	送信ID	15932
配信者	神奈川県		
対象サービス	全サービス		
対象地域	鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町、平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村、小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町		

件名	【神奈川県からのお知らせ】令和8年4月から令和9年3月末日までに指定有効期間満了日を迎える指定障害福祉サービス事業者等及び指定障害児通所支援事業者等の指定更新申請手続きのお知らせ
本文	<p>各指定障害福祉サービス事業者 各指定障害者支援施設 各一般相談支援事業者 代表者 様 各指定障害児通所支援事業者 各指定障害児入所施設 (指定都市、中核市に所在する事業者等を除く。)</p> <p>指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者については障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)により、指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設については児童福祉法により、6年ごとに指定の更新を受けなければ指定の効力を失うこととされています。引き続き指定を受けるためには、指定更新手続きが必要です。</p> <p>県では、指定更新事務を円滑に進めるため、横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市を除く県内に所在する指定障害福祉サービス事業所等を対象に、下記ページ掲載のとおり指定更新申請を受け付けることといたしましたので、お知らせします。</p> <p>なお、休止中の事業所につきましては、特別な場合を除き指定の更新は受けられません。</p> <p>また、法第76条の3により、指定障害福祉サービス事業者等は事業所に係る情報の公表が義務付けられています。指定更新申請書類の提出に当たっては、独立行政法人福祉医療機構が運営するウェブサイト「WAM NET」上の「障害福祉サービス等情報検索」で直近の情報が公表できているかを必ずご確認ください。情報公表(財務諸表を含む。就労系サービスについては就労支援事業 事業活動計算書等も含む。)を行っていない場合、指定の更新は受けられません。</p> <p>なお、市町村長は、指定障害福祉サービス事業所及び指定一般相談支援事業所の指定及び指定更新に当たり、都道府県知事に対し、市町村障害福祉計画との調整を図る見地からの意見を申し出ることができるとされ、都道府県知事は、その意見を勘案し、指定の更新を行うに当たって、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができることとされています。この付された条件に違反したと認められるときは、指定が取り消される場合があります。</p> <p>皆様方のご理解、ご協力をお願いいたします。</p> <p>○障害者総合支援法に基づく事業者等</p>

<https://shougai.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=1&id=48>

○児童福祉法に基づく事業者等

<https://shougai.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=1&id=137>